

白鳥バレエ後援会規約

(名 称)

第 1 条 本会は白鳥バレエ後援会という。

(事務所)

第 2 条 本会は、事務所を鹿児島市に置く。

(目 的)

第 3 条 本会は白鳥バレエの、円滑な運営と成長及び鹿児島におけるバレエ文化の啓発を支援することを目的とする。

(事 業)

第 4 条 前条の目的を達成するために次の事業を行う

- (1) 白鳥バレエの維持、公演に必要な経費、施設費および事務費の援助。
- (2) その他の必要な事項。

(会 員)

第 5 条 本会は次の会員をもって組織する。

- (1) 特別会員 本会の主旨に賛同し、特別の援助（寄付金その他）をするもの。
- (2) 団体会員 本会の主旨に賛同し、年額 1 口 2 万円を納付して加入するもの。
- (3) 個人会員 本会の主旨に賛同し、年額 1 口 5 千円を納付して加入するもの。

(入会の方法)

第 6 条 本会に入会するには申込書に記入の上、会費を添えて会長に申し込むものとする。

(会員の優遇)

第 7 条 本会の会員は、白鳥バレエの公演に優遇される。

(事業計画及び収支予算)

第 8 条 本会の事業計画及びこれに伴う収支予算は理事会の議決により定めるものとする。

(事業報告及び収支決算)

第 9 条 本会の収支決算は年度終了後、監事の監査を経て事業報告書とともに理事会の承認を受けなければならない。

(会計年度)

第 10 条 本会の会計年度は毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(役 員)

- (1) 会長 1 名
- (2) 副会長 数名
- (3) 理事 若干名
- (4) 監事 若干名

(役員を選出)

- 第 12 条
- (1) 会長は理事会に於いて互選する。
 - (2) 副会長、理事、監事は会長が推薦し、理事会の承認を得る。
 - (3) それ以外の役職を理事会の承認を経て置くことができる。

(役員職務)

- 第 13 条
- (1) 会長は本会を代表し、会務を総括し理事会の議長となる。
 - (2) 副会長は会長を補佐し会長不在のときは代行する。
 - (3) 監事は本会の会計を監査し理事会に報告する。

(役員任期)

第 14 条 役員任期は 2 年とする。ただし再任をさまたげない。補欠者の任期は前任者の残任期間とする。

(理事会の機能)

- 第 15 条 理事会は次の事項を議決する。
- (1) 事業報告及び事業計画、収支予算の承認
 - (2) その他本会の運営に関する重要な事項

(事務局)

- 第 16 条
- (1) 本会に事務局をおき本会の事務の円滑な実施にあたる。
 - (2) 事務職員は会長がこれを委嘱する。

附 則

本会の規則は、昭和 50 年 2 月 28 日から実施する。
平成 26 年 2 月 6 日より改正実施する。